|  |
| --- |
| **第２６回 臓器移植推進国民大会****企画提案公募　仕様書** |

**１ 業務名**

第２６回 臓器移植推進国民大会 企画運営業務

**２ 目的**

大阪府(以下、「府」という。)は、「臓器の移植に関する法律」に基づき、府民が移植医療に対する理解を深め、意思表示や家族との話し合いを行えるよう、移植医療に関する周知啓発に取り組むとともに、医療機関の担当者に向けた研修を実施するなど、臓器提供へ対応するための体制の充実に努めている。

臓器移植については、府民、ひいては国民一人一人に臓器提供についての意思表示を行って頂くことが重要であるところ、意思表示を行っている者の割合は約１割に留まっていることから（令和3年度世論調査）、臓器提供に関する正しい知識の普及啓発を図り、臓器提供の意思表示に結びつけるために、更なる周知啓発が求められている。本業務は、「臓器移植推進国民大会」の開催を通じて、より多くの国民に移植医療への関心を惹起し、意思表示を促すとともに、府内の関係機関の連携を強化し、移植医療の定着、推進を図ることを目的に実施するものである。

**３ 契約期間**

契約日～令和７年１２月２６日

**４ 委託上限額**

５,000千円（税込）

**５ 業務内容**

　本業務では、「第26回 臓器移植推進国民大会」の企画・運営及び広報を行うこと。

**【第26回 臓器移植推進国民大会】**

　　　本大会は、府、厚生労働省、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク及び公益財団法人日本腎臓財団の共催により開催するものであり、より多くの府民並びに国民に移植医療への関心を惹起するともに、府内の関係機関の連携を強化し、移植医療の定着、推進を図ることを目的に実施するものである。

|  |
| --- |
| （1）イベントの概要 |
| 開催日 | 令和７年１０月２６日（日曜日） |
| 会場 | 大阪市中央公会堂　・主催者にて「全館利用」で予約済 |
| 会場確保日時 | 令和７年10月26日（日曜日）午前９時半から午後９時半　・会場設営、終了後の撤収作業を含めて上記の確保時間の中で行うこと　・令和6年度時点では、一定量の荷物の事前搬入が可能であることを主催者にて確認しているが、大会開催時点の運用については受託者において確認すること |
| 会場費 | 1０0万円程度（概算：会場費約60万円・付帯設備利用料等約40万円）　・必要な付帯設備等により金額が変わるため、付帯設備利用料及び技術料等について会場ホームページ等にて確認し、委託料に含め積算すること。　・会場費、付帯設備利用料及び技術料等のイベント開催にかかる一切の費用は委託料に含むものとし、その支払いは受注者において行うこと。 |
| 対象者 | ・会場参加者：大阪府又は近隣府県に在住の全ての人・WEB視聴者：全ての日本国民・主なターゲット：普段は臓器移植医療に関心の無い者が参加できる内容とすること |
| 観覧料 | 無料 |
| 目標値 | 当日参加者数 会場１階部分の６割以上／オンライン配信５００人以上 |
| 業務評価指標 | ・当日参加者数・その他、事業者と府で協議して定めた客観的な指標 |

|  |
| --- |
| （2）イベントの内容 |
| ホール内でのイベント | 使用会場 | ○大集会室を使用すること　(１階810席・２階351席)（以下の「プログラム進行イメージ」に記載の「第2枠 b」は会場内の別室にて実施する。使用する部屋は府にて決定する。）　 |
| 開催時間 | 1８0分程度 |
| プログラム進行イメージ | 第１枠：功績者への感謝状贈呈式(必須) （贈呈式については主催者にて企画を行うため、受託者は運営にのみ関与すること。所要時間については、主催者挨拶、黙とうを含めて30分程度を見込むこと。プログラム全体における贈呈式の実施順番については調整可能である。）第２枠：a:一般向け講演等(移植について基礎的な内容)　　b:移植医療の関係者向け(a,bは同時進行、bについては主催者にて企画を行うため、受託者は運営にのみ関与すること)第３枠：パフォーマンス等(学生によるものを含めること)第４枠：トークセッション等(一般向け講演をふまえた発展的内容) |
| 一般向け講演の内容 | 〇臓器移植医療に関わる医師等による臓器移植医療の正しい知識の普及を目的としたものとすること。〇医師等の選定は府で行う。〇臓器移植医療経験者や臓器提供者遺族等の当事者を起用する場合は、府と協議のうえ決定すること。○ゲストとのやり取り(掛け合い)を含む形式として差し支えない |
| パフォーマンス等の内容 | ○演劇、音楽、書道、スピーチなど分野は問わないが臓器移植医療との関連が見出しうる内容とすること。○学校、教育委員会等との調整について、府の関与が必要な場合は、府に協議すること。 |
| トークセッションの内容 | 〇一般向け講演より後の順で実施すること○一般向け講演の内容もふまえ、参加者が移植医療について考えを深め、各自の立場で出来得ることを考えるきっかけを提供出来る発展的な内容とすること。〇医師等の選定は府で行う。〇臓器移植経験者や臓器提供ご家族等の当事者を起用する場合は、府と協議のうえ決定すること。 |
| ホワイエ等でのイベント | イベントの内容 | 〇参加者への適切な情報提供や臓器移植医療への関心を高めるためのコーナーを３か所程度設置すること。＜例＞・臓器移植医療の啓発等に取り組む民間団体と連携した作品展・臓器移植医療に関する○×クイズコーナー・臓器提供の意思表示や家族との話し合いを促す資料等の展示 |
| 開催時間 | 〇ホール内でのイベントに先立って開催することとし、ホール内でのイベント終了後も参加できる時間設定とすること。 |
| イベントの動画配信・記録 | イベントの動画配信 | 〇ホール内でのイベントについてはオンライン配信を行うこと〇オンライン配信の実施に要する経費については委託料に含めること |
| イベントの記録 | ［動画］〇講演・パフォーマンスを動画撮影し、アーカイブ配信用データとして記録すること。〇データは転換部分の削除、字幕の挿入、明るさの調整等の編集を行い、令和7年11月28日(金曜日)までに納品すること。［静止画］〇会場の様子等を写真撮影し、令和7年11月28日(金曜日)までに納品すること。〇写真は大阪府ＨＰ等に掲載するため、著作権や肖像権等に十分配慮すること。〇必要に応じて、モザイク処理を施す等の編集を行うこと。 |
| イベントの運営 | 運営における留意事項等 | ○当日の進行台本を作成すること○府を含む主催者と受託者にて打ち合わせを実施した際は、1週間以内に、議事要旨を作成のうえ、主催者に共有すること〇会場内の誘導用看板等を作成すること○手話通訳・要約筆記について対応すること○会場の設営・撤去等を行うこと○大会参加者のとりまとめを行うこと(申込受付・抽選対応・結果通知・連絡先管理等)○大会参加者(オンライン配信の視聴者含む)に対してアンケートを実施すること○主催4者からは少なくとも10名が運営業務に携わる。これもふまえ、大会の運営に必要な人員を受託者にて配置すること○関連団体等からボランティアを募集し大会運営に従事させる場合は主催者に協議のうえ募集すること |

|  |
| --- |
| （3）広報の概要 |
| 実施期間 | 令和7年９月1日 ～ 大会終了まで |
| 対象者 | 府民及び府内在勤・在学等のすべての人 |
| 広報エリア | ・大阪府全域※大阪市内、堺市内は１か所以上必ず実施すること |
| 広報内容 | ・臓器移植推進国民大会の機運醸成・周知・「10月」は「臓器移植普及推進月間」であり、府においてライトアップ等のイベントを実施する予定であることから、それらと連動した広報を行うこと |
| イベント広報にかかる資材等の制作・配布 | ・行政機関・医療機関・関係機関等へ配布するイベントフライヤーを少なくとも1種類作成すること（最低１万部印刷すること）・製作費、印刷費等は委託料に含めることとする。 |
| 主催者から提供可能なもの | ・公益社団法人日本臓器移植ネットワークの啓発グッズを適宜活用すること(参考)日本臓器移植ネットワーク普及啓発グッズ紹介ページ<https://www.jotnw.or.jp/goods/> |

６．委託業務の実施状況の報告

受注者は契約締結後、定期的に委託業務の進捗状況を発注者に報告すること。イベント等終了日の翌日から２週間以内に実施状況を書面により発注者に報告すること。なお、発注者は、業務内容等について随時報告を求めることがあるため、協力すること。

（１）業務全体の報告書の提出

　　委託業務終了後、「業務全体の報告書」を作成し、令和８年１月９日（金曜日）までに提出すること。

（２）記録写真の撮影等

イベント等の様子や全体像が分かるように録画や撮影等を行い、発注者に提出すること。なお、記録物は、府が府民等に施策の情報を発信する際に使用すること等が想定されるため、これらの用途としても活用できるよう、権利関係等の処理を行うこと。提供方法は、電子データにより納品することとし、業務終了後すみやかに提出すること。

（３）アンケートの実施と業務の効果検証

イベント参加者等にアンケートを実施し、結果をとりまとめること。また、イベント実施期間中の日々の参加者数に加え、各ステージイベントの観客数を把握すること。アンケートの実施に当たっては、事前に発注者と調整すること。

７．委託業務の実施上の留意点

（１）経費について

本業務に要する画像等の著作権及び使用料、情報発信等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

（２）著作権に係る留意事項

* 成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するとともに、本業務終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
* 受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
* イベント出演者等の調整は原則受注者が行うものとする。
* イベントで使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
* 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

（３）委託業務の実施上の留意点

* 業務の遂行にあたって、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
* 本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、業務実施以外の目的で利用してはならない。
* 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。

（４）委託業務の実施状況の報告

* 受注者は契約締結後、随時、本業務の準備状況、実施状況等を書面により大阪府に報告すること（様式自由）。なお、イベント等ごとの終了後に実施状況を書面により発注者に報告すること。
* 受注者は、業務が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果を書面で報告すること。
* 発注者は、必要に応じて、業務の準備状況、実施状況等について報告を求めることがあるため、受注者はこの求めに応じなければならない。

（５）書類の保存

* 受注者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後５年間保存するものとする。

（６）その他留意事項

* 受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
* 受注者は、契約締結後14日以内に、業務実施計画書（業務スケジュール）（５．（４）に記載するPR計画を含むもの。）を発注者へ提出すること。
* 受注者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
* 本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。
* 受注者は、業務の具体的な内容については、大阪府と協議の上で決定すること。ＰＲに必要なノベルティを手配する場合は、種類・数量等を府と協議したうえで決定する。
* 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、府と協議すること。